

住居確保給付金を受給希望される方へ

住居確保給付金は離職、自営業の廃業が2年以内、または休業等により離職および廃業等と同程度の状況にある方で、家賃の支払いに困り住居を失うおそれが生じている方、失ってしまった方に、自治体から賃貸住宅の賃貸人、または家主さんなどへ直接家賃の支給を行います。ただし、支給額には上限があります。

○住居確保給付金の支給額

月収が基準額（A）以下の方は家賃上限額を支給。

収入が収入基準額（B）以下の方で、基準額（A）を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。

住居確保給付金支給額＝実家賃額（管理費等含まず）＋ 基準額（A）－ 世帯収入額

※住居確保給付金支給額が家賃支給上現額を超える場合は家賃支給上現額とする。

※家賃が家賃支給上限額以下の場合は、居住している実家賃額とする。

世帯人数	基準額（A）	収入基準額（B）	預貯金	家賃支給上限額
1人	84,000円	137,700円	504,000円	53,700円
2人	130,000円	194,000円	780,000円	64,000円
3人	172,000円	241,800円	1,000,000円	69,800円
4人	214,000円	283,800円	1,000,000円	69,800円
5人	255,000円	324,800円	1,000,000円	69,800円

○提出書類

I. 区役所から渡される書類

- ① 様式1-1 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（必要事項を記載したもの）
- ② 様式1-1A 住居確保給付金申請時確認書（内容を確認し署名）
- ③ 様式2-2 入居住宅に関する状況通知書（表面は管理会社や家主さん、裏面は申請者が記入）

II. 申請者が揃える書類

- ① 本人確認書類（顔写真付き＋現住所がわかるもの1点、写真がなく住所のみのものは2点）
 - ・運転免許証・マイナンバーカード・パスポート（住所が記載されているもの）・各種福祉手帳など
 - ・健康保険証・キャッシュカード・通帳・診察券・住民票など
- ② 住民票（同一の世帯に属する者がいる場合）
- ③ 離職、廃業後2年以内の方
 - ・離職票、雇用保険受給資格者証など離職が確認できる書類
 - ・廃業届
 - ・会社などからの離職証明書など
- ④ 減収の方
申請者および申請者と同一の世帯に属する人のうち収入があるものについて、収入が確認できる書類。申請月含む過去3か月分くらいで収入が減収したことが証明できる書類
 - ・給与明細書申請月含む過去3か月分・シフト表など申請月含む過去3か月分・勤務先や顧客などからのキャンセルしたことがわかるメールやラインなどのスクリーンショット等の印刷したもの
 - ・収入が記載された通帳など（申請当日及び前日までに記帳したもの）
- ⑤ 申請者および申請者と同一の世帯に属する者の所有するすべての金融機関の通帳（申請月含む過去3か月分のもの）
- ⑥ 賃貸契約書（更新をしている方は初期の契約書と現在の契約書、もしくは更新した領収証など全て）
- ⑦ 現住所の記載されているはがきや手紙、公共料金の支払い用紙など。